

長野県 最低賃金

2025年10月3日から

1,061 円

お知らせ

2025年（令和7）10月
須坂市農業委員会

農家 各位

農作業標準労賃・機械作業標準料金を設定しました

本年度の農作業標準労賃・機械作業標準料金について、農業委員会の主催により須坂市、JAながの須坂支所及び各生産者部会、県農業農村支援センターなど関係機関の代表者からなる協定会議を開催した結果、下記のとおり設定しました。

これは(一社)長野県農業会議・JA長野中央会で定めた標準労賃を参考に地域の実情を考慮する中で、須坂市における労賃等の目安としてお示しするものです。

実際に支払う金額は、作業内容などを考慮して当事者間で十分協議してください。

1 農作業標準労賃

作 業 名		単 位	金 額	備 考
稲 作 作 業	田 植 作 業	1 時間	1,061 円	植付準備作業、消毒作業含む
	一 般 作 業	〃	1,061 円	
畑作・花き	一 般 作 業	〃	1,061 円	
果 樹 作 業	剪 定 作 業	〃	2,000 円	接木作業含む
	技 術 作 業	〃	2,000 円	棚建て
	一 般 作 業	〃	1,061 円	袋かけ・摘果(花)・房切・摘粒作業 収穫荷造作業を含む
酪 農	搾 乳 作 業	〃	1,320 円	
きのこ	一 般 作 業	〃	1,061 円	
大 型 機 械 オ ペ レ ー タ ー 労 賃		〃	2,000 円	バックホー・SSの運転も対象

※ 最低賃金の改定により一般作業労賃が長野県の最低賃金を下回ることになった場合は、改定の日から県の最低賃金（時間額）を一般作業の標準労賃とします。

2 機械作業標準料金（税込）

作 業 名		単 位	金 額	備 考
機 械 作 業	水 田 耕 起	10a	9,300 円	15cm 耕起標準
	畑 耕 起	〃	9,300 円	礫混入畑、耕地の不整形、小面積 及び果樹園の場合は別に考慮する
	水 田 代 か き	〃	9,900 円	
	田 植 作 業	〃	11,600 円	植付のみ、標準は2条植
	稲刈結束(バインダー)	〃	12,400 円	結束ヒモ代含む
	脱穀(ハーベスター)	〃	12,400 円	乾燥のよいもの
	S S 防 除	〃	5,300 円	1 回、薬剤費別
	コ ン バ イ ン	〃	28,200 円	結束込み 結束なしは2,000 円減 機械運搬料は別途
	粃 自 動 乾 燥 機	1 kg	27 円	乾燥のよいもの
	草 刈 作 業	10a	5,000 円	乗用草刈機による作業
		1 時間	1,850 円	刈払機による作業

- ※ 燃料費込み運転者付き
- ※ 機械のみを借りる場合は上記機械作業の7割程度
- ※ 中山間地における機械作業料金は、当事者間で十分協議してください。

～ 家族や仲間で声掛け合って、農作業事故をなくしましょう。～